

<題名>

『日本国憲法』について久しぶりに考えたこと
～人々の 人々による 人々のために～

住 所 神戸市

氏 名 岸 野 孝 彦

『解釈改憲』という用語を不才不明のため、最近知った。その内容と直截的表現に呆れて、椅子から落ちそうになった。憲法誕生から 60 年を超える長い年月の改憲論議の果てがこのような造語を生み、ここまで現状を開き直るのかという感想わまる思いだ。

『解釈改憲、明文改憲』という造語は『勝ち組、負け組』よりひどく醜悪な表現だ。いつごろから、誰が国語的にも意味不明である造語を行い、流布させ、定着させたのか。まさに介錯ものだ。主権者である国民の権利を全く無視し、侵害し、愚弄している。

だから、『日本国憲法』について久しぶりに考えてみた。私は現憲法統治下で半世紀を超える人生を送ってきた。現憲法は、その誕生の経緯を含め第 9 条などの論点を巡り、55 年体制前後を通じて政治家・メディア・評論家などに基づいた改憲派、護憲派による左右からの憲法論争が虚しいほど繰り広げられてきた。このため、「好きな者やそれで飯を食っている者だけで不毛な論争をやっていればいい。」と思う私のような無関心な国民を生んだ。

そのため、私としては現憲法に愛情も憎悪も幻想も期待も失望もない。けれど、天皇による軍への統帥権を盾として、軍部の専横と暴走を生じ、国民に塗炭の苦しみと世界の人々に戦争の惨禍を招いた『大日本帝国憲法』よりは現憲法が遙かに素晴らしい。

また、現憲法は、「日本人は 12 歳だ。」と語ったマッカーサーが民主化の内容が不十分であると日本政府に突き返した『松本草案』より優れている。GHQ からの押し付けと批判した論者は現憲法の誕生を胡散臭いものにし、民主化を具現化した憲法に対する国民の感謝の念を減殺させたが、朝鮮戦争やベトナム戦争に派兵できず、戦後 62 年、曲がりなりにも平和だったのは、誰の発案か不明だが憲法第 9 条のおかげだ。最近の研究では、GHQ 女性職員など多数の関係者の議論に基づく日米合作憲法であることが明らかになっている。『伊豆の踊子』の言葉ではないが、「いい人はいいね。」だし、いいものはいいのだ。

さて、「憲法は国家の基本法であり、国民のために存在して権力の濫用から国民を保護している。」と憲法学者が講義の冒頭に解説するが、私にはそれが建前というか壮大な虚構であり、為政者が国民を統治するためのレトリックと考える。憲法も含め、法律の本質は制定者を含む権力者の意思を具現すべき装置という性格が強く存在している。

権力者や政治家たちは政敵からの攻撃や被支配者の反乱、革命を抑止するため、頭を叩き割って争うよりは頭の数を数えて物事を決めたほうが賢明であると学習した。歴史的文脈の中で、権力は妥協し漸進的に基本的人権を相手方に譲歩して分け与えるとともに、奪取されたものだ。決して国民への深い愛情から基本的人権を提供してきたわけではない。その証拠に人類の半分を占める女性の参政権が認められたのは、世界中でも最近のことであり、我が國も現憲法下である。

憲法は、為政者の意思により狂気を帶び国民を弾圧する装置にいつでも転化する可能性を十分に秘めている。最も当時民主的であったワーマール憲法下でのヒトラーの『全権委任法』や生存権の保障、民族の平等、18 歳以上男女による普通選挙などの規定の理想を謳うだけで実態は國家が収容所だったスターリ

ン憲法などがその最たるものだ。

国家が多様な家族の住む家であり、国民がそこに住む家族ならば、憲法は設計図であり、その使用法を示すカタログだ。唐突だが、今の家族にとって不便になった家の改造を行う『ビフォーアフター劇的改造』という番組がある。『空間の匠』などと呼ばれる設計家が、家族の多様なニーズを把握して充足するように、家族団欒空間の提供、プライバシーの確保、バリアフリーなど家族のライフスタイルに配慮した快適な空間を創造し、家族の歴史や思い出などを尊重し、毎日の疲れを癒し、未来への希望を生む新しい家を提供する。

寓話風に言えば、近代化のため、封建的な和風建築から天皇を家長とするプロシア風の和洋建築にした。乱暴な家族の一部が設計図の不備につけ込み「家長の意向だ、大東亜共栄圏だ。」と言って、隣人たちに乱暴したりその家に侵入したり、家族を抑圧・動員して近所にさんざん悪行を行い、迷惑をかけたあげく、反撃されて家を破壊されてしまった。

このため、悔悟して少し改良した設計図で家を建て直したいと申し出たが、お目付役に「これじゃ前と一緒に駄目だ。」と逆に別の設計図を手渡されて、「これでやれ。」と言われてしまった。「米国風建築の家はお目付役が設計者になって押しつけた。」と家族の一部は文句を言いながら、設計図にない間取りや装置を「事情が変わった。設計者だったお目付け役も了解している。」と変更しだした。

「そんな勝手な設計変更は認められないと設計図に書いてある。」と家族の一部が異議を出す。「いや、その記述はそういう意味じゃない。」と反論する。「それは自分たちの都合のいい拡大解釈だ。」と平行線になる。「では、新たな設計図で家をもう一度作ろう。」と言うと、家族の大半の同意が必要だと設計図に書いてあり、袋小路に陥ってしまった。

さらに、その場しのぎの『解釈改築』のため、元の設計図を見ても、長年住んでいる家族にもその間取りや仕様が理解できなくなってしまった。長く、設計図の変更を看過してきたから、設計図に対する家族のモラルは消失し、アイデンティティも喪失しつつある。女性の社会進出や情報化の進展等により家族のライフスタイル等も変化し、家や家具・調度などに求める役割や機能も高度化・多様化し、元の設計図では対応不可能になった。放置しておくと、家族の気持ちが一層離散しそうだし、設計者だったお目付役も「今までのようには会費だけを出すだけじゃなく、新設計図で早く家を新しく作って、近所の治安のために貢献しろ。」と最近は執拗なほどにうるさい。結局の所、誰かが言った『美しい家』や『愛される家』であることはともかく、家族の総意による新しい設計図に基づく『真実の家』を作成しなければならない。

もう国民の大半は理解している。子孫の為に国民総意に基づく新しい設計図による家を建て直すこと、つまり新憲法が我々には必要とされている。第9条をどう残すかは国民が決めるものだ。無制限な集団的自衛権の解釈や外交事情などに基づいて決定されることではないし、条文を金科玉条のように墨守するという頑迷な護憲派の立場も『解釈改憲』を助長する。

「憲法改正と言っても、国民にとって改悪になるかもしれない。」という意見がある。事実、そのおそれは確かにある。でも、その意見は、『明文改憲』が前

門の虎、頑迷な護憲が後門の狼と姿を変えて、『解釈改憲』という造語を生んだ現状を増幅するとともに、今までのような対応はさらなる国民とりわけ若者たちのモラルの低下を招き、来ぬ女性をいつまでも橋の下で待ち河に溺れて死んだ隣れで愚直な『尾生の信』を彷彿とさせる。

無謀かつ無責任な参謀本部などによる愚劣な作戦と指揮のもと、兵士の大半は武器・弾薬、食糧の補給も無く、飢えと病気により異国の地へ戦うためじやなく死ぬために送られたという事実を忘却してはならない。その屍を無惨に晒した兵士たちの無念さと慟哭を思い、戦後62年、あの無謀な戦争で生き残った兵士たちも人間性も消える生き地獄のような悲惨で苛烈な体験をまるで遺言を語るようにして鬼籍に入りつつある。

世界の人々の多大な犠牲により成立した日本国憲法を『解釈改憲』という無節操な造語で改憲論議を粉飾するとともに、その空洞化をさらに加速することは、未来への責任を放棄することにほかならない。我々は次の世代に現憲法の改正という時代課題を先送るようなことを決してすべきでない。

我々の現実社会には残念ながら、ルソーの言う超越的な理性を持った神のような＜立法者＞もいないし、ヘーゲルが述べた法や慣習のベースとなる＜国民精神＞も、マルクスが人間解放の唯一の実践者であると呼んだ＜プロレタリアート＞も、ロールズが考えた社会契約の前提となる構成員全体を覆う＜未知のヴェール＞も劇的改造を行う＜空間の匠＞のような設計者もドラえもんのポケットから出てくる＜便利な道具＞も一切存在しない。

しかし、リンカーンの演説集の一節に「国民の正義その究極の審判をあくまで信頼する態度が一体なぜないのでしょうか。これ以上の希望、これと同等の希望がこの世界にあるのでしょうか。」という言葉がある。この言葉をしっかりと噛み締めなければならない。まさに、人々が到達した最高の真実である言葉＜人々の人々による人々のために＞というキーワードが我々にはある。

憲法改正の進め方についても、それが言える。政府の意向や党派的な発想に基づいた従来型の諮問方式による委員会案の提示では徒に政争を惹起して、広範な国民の理解は得られない。憲法改正はあらゆる国民階層に配慮した構成による議論を前提にしなければならず、憲法改正に向けての民主的なロードマップの作成が第一に必要とされる。

そして、合意されたロードマップに基づいて次世代型のタブーのない憲法制定のために、天皇制、統治機構、基本的人権、平和、憲法改正等の各条項についてナビゲーターのような役割と素案を作成するそれぞれの作業部会を多様な構成員のもとに設置することが必要である。さらに作業部会を統合する委員会を組織して、国民を審判者として情報開示のもと着実に議論を積み重ねて制定しなければならない。

時代の責務として、我々は今こそ、＜明日への架け橋＞となるようまさに長い間荒れ果てた海のような状況に対して歌詞にあるように敢然とその身を横たえて、＜人々の人々による人々のために＞という言葉を踏まえて、この改憲という荒波に帆を上げてその進路をとらなければならない。